

特許を受けることができる発明であるためには、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が、その発明を再現することができる程度に明確かつ十分にその発明について記載した上で、特許出願を行う必要があります。

さらに、微生物や動物等に関する発明であり、その入手自体が困難な場合には、特許出願を行う際に特許庁長官が指定する機関等にその微生物を寄託する必要があります。

1. 微生物を使用する発明

微生物そのものの発明や新規微生物の利用に関する発明であり、容易にその微生物を入手できない場合には、その微生物の寄託をする必要があります。

2. 動物に関する発明

動物そのものや動物の部分、動物の作出方法及び動物の利用に関する発明であり、明細書^{用語}にその動物を製造できるように創製手段を記載できない場合には、親動物や複製可能な作出された動物（その受精卵等）を寄託する必要があります。

3. 日本の寄託機関で寄託できる範囲

細菌、放線菌、古細菌、酵母、糸状菌（キノコ類は菌糸の状態に限る）、バクテリオファージ、プラスミド、動物細胞、受精卵。

4. 寄託機関

①特許庁長官が指定する寄託機関

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター（NPMD）
千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

②ブダペスト条約による国際寄託機関

我が国の特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する国際寄託当局としては、①の機関が承認されています。